

横浜国立大学附属図書館資料取扱区分の基準に関する申し合わせ

平成 25 年 10 月 15 日
附属図書館長 決裁

(目的)

第 1 条 この規則は横浜国立大学附属図書館資料取扱区分の基準第 2 条に基づき、取扱区分 1 貴重図書 第 1 類 5 および第 2 類 4 の選定に際し以下の基準のいずれかに該当するものは特に貴観なものとして扱うこととする。

(選定の基準)

第 2 条 選定の基準は以下のとおりとする。

和書	寛永以降慶応 4 年までの刊本および写本。明治期和装本。
漢籍	特に定めない。
朝鮮本	特に定めない。
洋書	1701 年から 1800 年までの刊本および写本。

(配架)

第 3 条 配架場所は貴重書庫とする。

附則

この申し合わせは平成 25 年 10 月 15 日から実施する。